

第2回 高齢者所在不明・孤立化防止対策チーム 議事次第

平成22年8月12日(木)
15:30~
於：共用第7会議室

1. 大臣挨拶
2. 検討状況
3. その他

市区町村が把握している 行方不明高齢者への対応について

現在、各地方公共団体において、主として100歳以上の高齢者について安否の確認が行われており、報道によれば相当数の高齢者が行方不明の状態になっている。この行方不明者の中には、年金受給権者も含まれていると想定されることから、当面、以下の対応を行うこととする。

※ 日本年金機構あて通知「市区町村が把握している行方不明高齢者への対応について」を发出済み（8月12日）。

- (1) 本年8月13日（金）までに市区町村が行方不明であることを確認した高齢者の情報（氏名、性別、生年月日、住所等）について、できるだけ速やかに（可能であれば8月20日（金）までに）市区町村から当該市区町村の区域を管轄する年金事務所に提供してもらうよう依頼する。

※ 市区町村に対して情報提供の依頼を行うよう、地方厚生局あて通知「市区町村が確認している行方不明高齢者の把握等について」を发出済み（8月12日）。

- (2) 市区町村から情報提供された行方不明者が年金受給権者である場合は、当該年金受給権者に対し、2週間の提出期限を定めて、日本年金機構から「当該受給権者の生存の事実について確認できる書類」（現況申告書）の提出を求める。

※ 国民年金法施行規則第18条第3項、同条第4項等

※ 地方公共団体から情報提供された行方不明者が、国民年金法施行規則第18条の2等に基づき現況届の提出を求めている者である場合は、ただちに（4）の国民年金法第107条第1項に基づく調査を行う。

(3) 受給権者から期限までに上記(2)の書類が提出されない場合等は、年金の支払を一時差し止める。

※国民年金法第73条、第105条第3項、国民年金法施行規則第69条等

(4) 受給権者から期限までに上記(2)の書類が提出された場合は、真正な申告でない可能性もあることから、地方厚生(支)局長の認可を受けて日本年金機構の職員が当該受給者の住所地を訪問して本人に面会を求め、生存の事実の調査を行う。この調査に対して、命令に従わず、又は質問に応じなかったときは、年金の支給を停止する。

※国民年金法第72条第1項第1号、第107条第1項等

(5) 上記(3)又は(4)により年金の支払を一時差し止め、又は支給停止した場合については、事実関係をさらに確認の上、受給権の失権処理を行うとともに、死亡後に支給された年金の返納を求める。

(6) 既に報道を受けて日本年金機構の職員が受給権者の住所地を訪問した行方不明事案及び110歳以上の年金受給者の緊急安否確認を行った行方不明事案については、(1)を省略し、ただちに(2)以下の対応を行う。

○現況届等の見直し(案)

現況届とは

- 引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するために、毎年1回誕生日にご提出いただくものです。
- この届書は、誕生日の末日までに日本年金機構へ必ず届くようにご提出ください。
- 届出の内容に記入もれがあったり、提出期限までに届書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時止まりますのでご注意ください。
- 提出期限が過ぎてしまった場合は、年金の支払いの再開までに届書提出後、1~2か月程度かかりますのでご了承ください。
- 虚偽の記載をした場合は、法律により罰せられる場合があります。
- 不正に年金を受給した場合は、返還していただくことになります。

追加項目

住所、電話番号(連絡先)、氏名(自署)を必ずご記入ください。
住民票コード記入欄については、下記の「重要なお知らせ」をご覧くださいの上、ご記入ください。

- 住所や氏名の変更(訂正)の手続は別途届出が必要ですので、お近くの年金事務所等で行ってください。
- ご本人が、実際には違う場所にお住まいになっている場合には、その住所を記入してください。

追加項目

ご本人が病気、ケガなどにより記入(自署)できず、代理の方がこの届を記入された場合に、必ずご記入(署名)ください。

- ご本人が自署することができない理由を記入してください。
- ご本人の状況を訪問して確認する場合があります。

追加項目

年金受給権者現況届の提出にあたって

- 現況届とは
- 引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するために、毎年1回誕生日にご提出いただくものです。
 - この届書は、誕生日の末日までに日本年金機構に必ず届くようにご提出ください。
 - 届出の内容に記入もれがあったり、提出期限までに届書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時止まりますのでご注意ください。
 - 提出期限が過ぎてしまった場合は、年金の支払いの再開までに届書提出後、1~2か月程度かかりますのでご了承ください。

記入のしかた

- 1 住所(電話番号(連絡先)、氏名(自署)を必ずご記入ください。
住民票コード記入欄については、下記の「重要なお知らせ」をご覧くださいの上、ご記入ください。
●住所や氏名の変更(訂正)の手続は、別途届出が必要ですのでお近くの年金事務所等で行ってください。
- 2 ご本人が病気、ケガなどにより記入(自署)できず、代理の方がこの届を記入された場合に、ご記入(署名)ください。

重要なお知らせ
 (自署)と(代理)を必ずお書きください。毎年1回の使用月1日の提出が原則となります。
 ●一回は自署(本人)での記入が原則です。
 ●日本年金機構にて住民票コードの訂正が必要で、訂正後住民票コードが変更された場合は、訂正後住民票コードを記入してください。
 ●訂正後住民票コードの訂正が必要で、訂正後住民票コードが変更された場合は、訂正後住民票コードを記入してください。
 ●訂正後住民票コードの訂正が必要で、訂正後住民票コードが変更された場合は、訂正後住民票コードを記入してください。
 ●訂正後住民票コードの訂正が必要で、訂正後住民票コードが変更された場合は、訂正後住民票コードを記入してください。

○現況届等の見直し(案)

平成 年 月 日提出

年金受給権者現況届(兼住民票コード申出票)

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

住所	
電話番号()-()-()	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
住民票コード記入欄	

※この用紙は、年金受給権者現況届と併せて提出することになります。この用紙に記入した内容は事実と相違ないことを申し立てます。

氏名	受給権者との関係	住所	
			電話番号()-()-()

受給権者の欄

住所	
電話番号()-()-()	
実際に お住まい の住所	電話番号()-()-()
フリガナ	
氏名	
生年月日	
住民票コード記入欄	

追加項目

様

署名欄	氏名		受給権者との関係		ご本人が 自署出来 ない理由	住所	追加項目	
							電話番号()-()-()	

○現況届等の見直し(案)

郵便はがき

168-8655

お手数ですが
50円切手を
貼ってください。

郵便事業株式会社
杉並南支店

私書箱11号

日本年金機構 行

〒	
住所	氏名
従出	人

年金受給権者現況届とは

- 引は納き年金を受けられる権利があるかどうかを確認するために、毎年1回限生月にご提出いただくものです。
- 現況届は誕生月の末日までに日本年金機構に必ず到着するようにご提出ください。

(※05)

届出の内容に記入もれがあったり、提出期限までに届書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時止まりますので、ご注意ください。

- 受給権者の方がお亡くなりになった場合には、必ずお近くの年金事務所等へ死亡届の手続きを行っていただくようお願いします。
- 期限を過ぎて提出された場合は、年金の支払いの再開まで、現況届提出後1~2か月程度かかりますので、ご注意ください。

ご記入の際は、同封の「年金受給権者現況届の提出にあたって」をよくお読みください。

(参考)

「高齢者所在不明・孤立化防止対策チーム」について

1. 趣旨

今般、全国において、住民基本台帳に記載されている高齢者の所在が不明であるケースや既に死亡しているケースが相次いで発生した。

これらは、地域におけるつながりの減少や家族関係が希薄化している中で発生している事例である。

- ・ 今後、高齢者の生存・死亡・所在地等を的確に把握するとともに、
- ・ 孤立化している高齢者等への行政や地域による支援策を充実していくことが必要である。

このため、厚生労働大臣が主催する「高齢者所在不明・孤立化防止対策チーム」を設置し、今後の関係施策の推進について検討を行う。

2. 対策チームメンバー

長妻厚生労働大臣
長浜厚生労働副大臣
山井厚生労働大臣政務官
社会・援護局長
老健局長
保険局長
年金局長
年金管理審議官

3. 対策チーム事務局

社会・援護局、老健局、保険局、年金局の関係課長により構成

4. 主な検討課題

(別紙のとおり)

(別紙)

主な検討課題

- 市町村の協力を前提に、所在不明の高齢者等を把握するために、医療・介護保険情報の活用等を含め、どのような方策が考えられるか。
- 地域において孤立している高齢者等に対してどのように地域で支援していくか。
- 高齢者の見守りや訪問等のために、地域においてどのような資源が活用できるか。
- 公的年金等の不正受給の防止のためにどのような方策が講じることができるか。